

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：白岡市

令和8年7月27日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	108.4%
全職員	78.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.0%
本庁課長相当職	98.1%
本庁課長補佐相当職	98.0%
本庁係長相当職	98.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	81.5%
31～35年	91.2%
26～30年	84.8%
21～25年	81.0%
16～20年	79.6%
11～15年	80.1%
6～10年	74.7%
1～5年	86.3%

【説明欄】

・パートタイム会計年度任用職員は、その職員の所定勤務時間等を常勤職員の所定勤務時間等に換算して職員数を算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	1 7 . 2 %

【説明欄】

・ 令和 8 年 4 月 1 日現在

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	1 8 . 2 %
本庁課長相当職	3 . 6 %
本庁課長補佐相当職	2 4 . 1 %
本庁係長相当職	3 1 . 6 %

【説明欄】

・ 令和 8 年 4 月 1 日現在
・ 現業職員、任期付短時間職員を除く。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	54.5%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	—
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	—
2週間以上1月以下	16.7%	0%	—	—
1月超3月以下	16.7%	0%	—	—
3月超6月以下	33.3%	0%	—	—
6月超9月以下	16.7%	0%	—	—
9月超12月以下	16.7%	57.1%	—	—
12月超24月以下	0%	0%	—	—
24月超	0%	42.9%	—	—

【説明欄】

- ・会計年度任用職員について、育休取得対象者はいなかった。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	10.4時間／月
内部部局等以外	0.8時間／月

【説明欄】

・「内部部局等以外」は、次の勤務地で働く常勤職員をもとに算出している。

- (1) 東児童館
- (2) 保育所（西保育所・千駄野保育所・高岩保育所）
- (3) 小中学校（西小学校・南小学校・篠津中学校）
- (4) 中央公民館

VI 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和7年度
事務職	33.3%
技術職	66.7%
現業職	—
計	37.5%

【説明欄】

- ・「技術職」とは、土木技師、建築技師、保健師、看護師、栄養士及び保育士をいう。
- ・「現業職」とは、技能職員及び労務職員をいう。
- ・令和7年度に実施した職員採用試験に基づく職員採用人数

VII 職員の平均した継続勤務年数の男女の差異

区分	平均勤続年数
男性	16.9年
女性	14.4年
差	2.5年

【説明欄】

- ・派遣職員、育児休業代替等任期付職員、暫定再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員を除く。